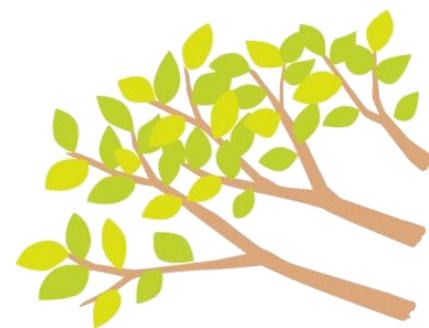




清瀬市まちづくり基本条例 一部改正案について

清瀬市企画部企画課



まちづくり基本条例の構成(1)

前文

- 歴史認識、目標、理念、宣言

第1章 総則

- 第1条(目的)
- 第2条(主体)
- 第3条(男女共同参画)
- 第4条(市の責務)
- 第5条(地方自治及び基本的人権の尊重)

第2章 市民参画への 条件の整備

- 第6条(情報公開)
- 第7条(広報・広聴活動の充実)



まちづくり基本条例の構成(2)

第3章 市民参画の原則

- 第8条(基本構想等への参画)
- 第9条(清瀬市まちづくり委員会)
- 第10条(附属機関の構成等)
- 第11条(市民活動の支援)

第4章 責任

- 第12条(市民の責任)
- 第13条(市の責任)

第5章 条例の改正

- 第14条(条例の改正)
- 第15条(委任)



条例制定時の社会的背景

まちづくりを市民協働で

- 全国的な取組みの動き
 - 全国各地で自治基本条例の制定の取組み始まる
- 清瀬市においては
 - ❖ 第3次長期総合計画策定
 - まちづくりの理念 ～共感・共生・信頼～



まちづくり基本条例策定の議論(1)

条例の 性格

主眼は、市政への
市民参加・協
働の基本原則
を定めること

シンプルな
規定

市民参加の監
視体制が出来
るようにする。

まちづくりの普
遍的な理念を
示す。

まちづくり基本条例策定の議論(2)

清瀬らしさ

基本条例のような規定は、今後分権時代の地方自治体の標準的な条例となる。

地域の自立、自主性をめざすにはその地域にふさわしい仕組みがつくられなければならない。

まちづくり委員会の設置



まちづくり基本条例策定の議論(3)

まちづくり
委員会

市民の思いを受けとめてもらえる。

すべての市民が提案という形で参画できる。

参画の過程で市政に対する関心を深められる。



まちづくり基本条例策定の議論(4)

委員の委嘱

多くの市民がまちづくりに参画することを意図しています。

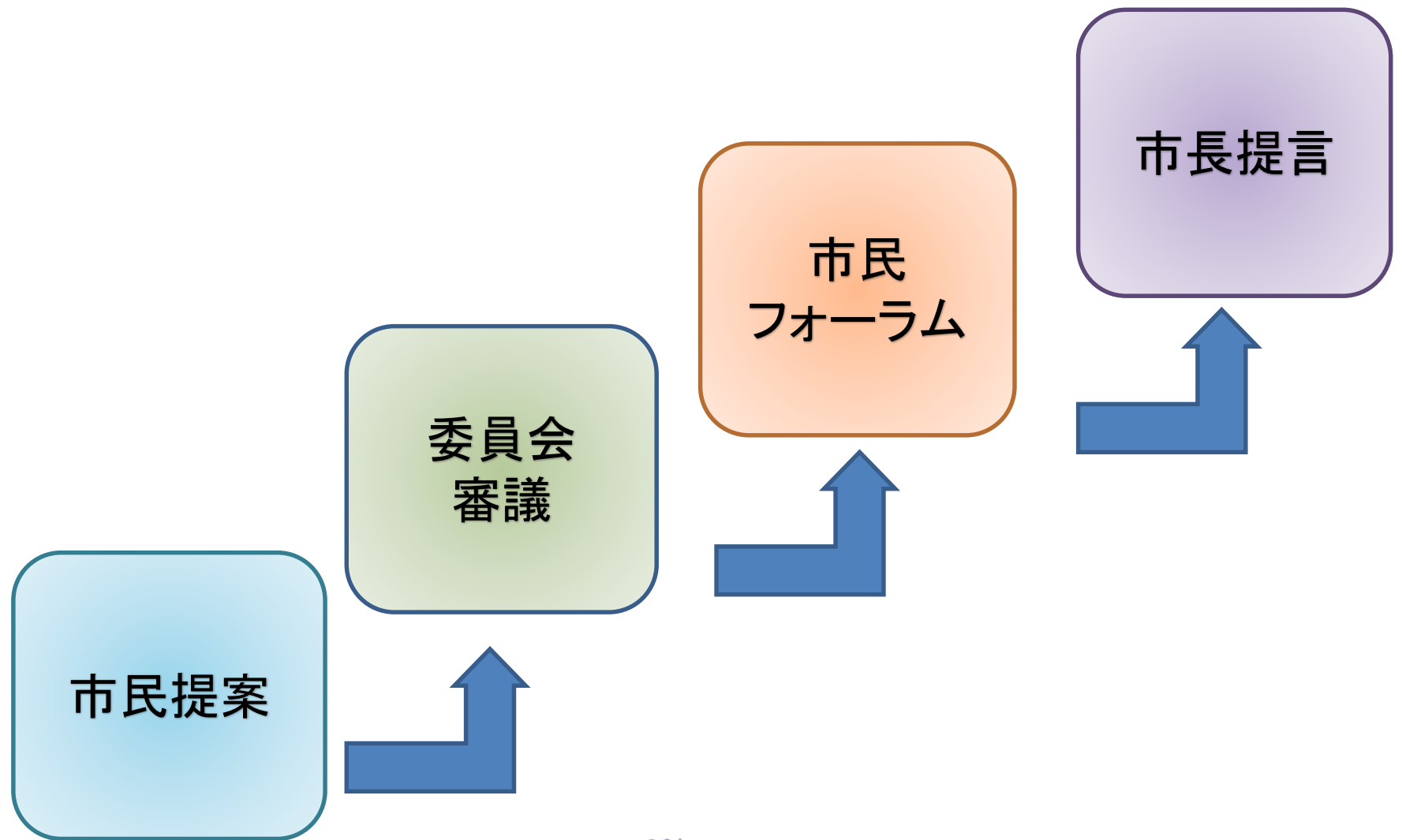
再選不可

任期2年

委員の構成

- 20名以内
- うち半数は公募の委員とする。(公募委員10名、団体推薦委員10名)
- 公募委員は原則男女同数

まちづくり委員会の活動

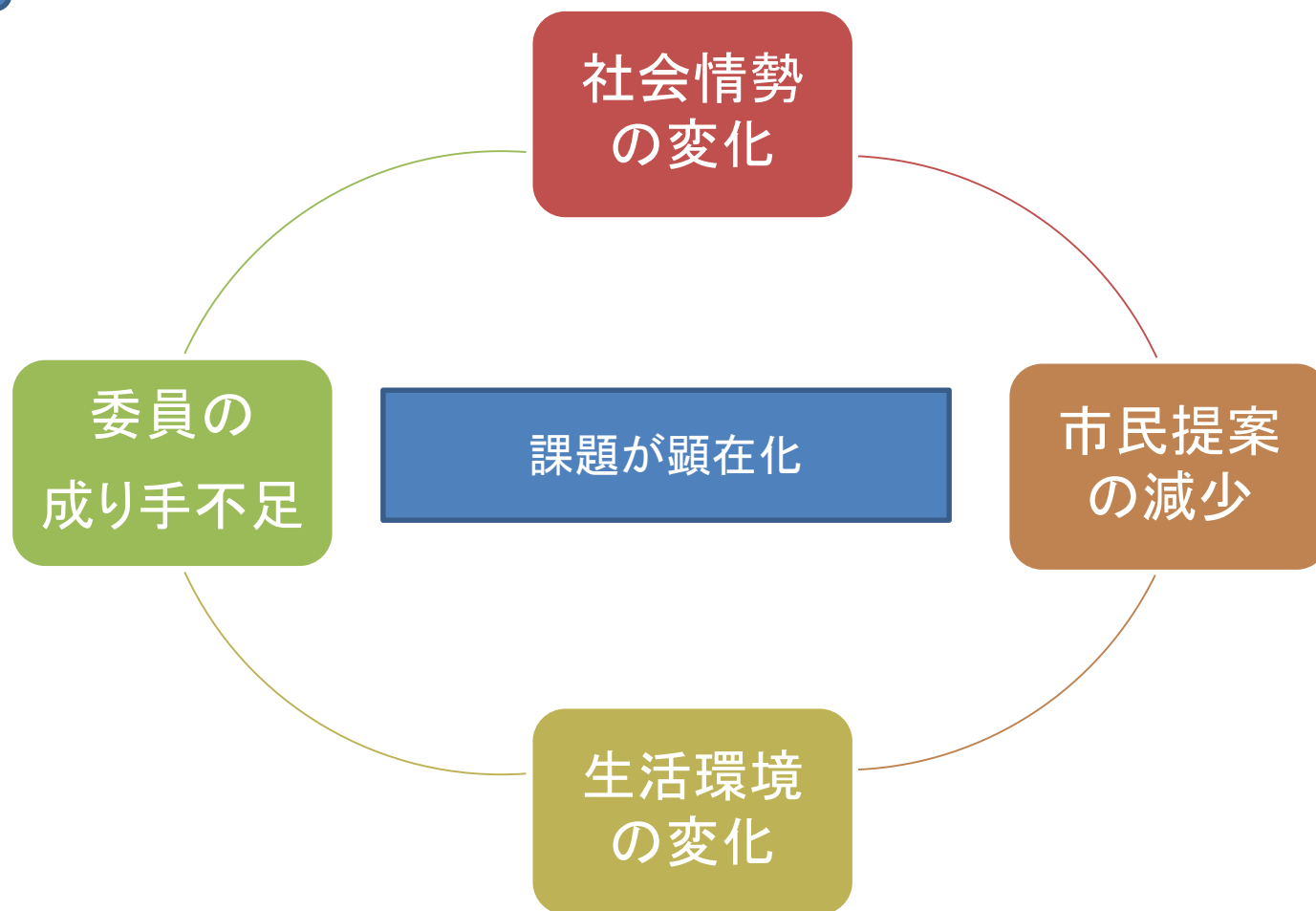


まちづくり委員会の活動 市長への提言

年度	市民提案件数
15	宅地開発等に関する条例の制定 清瀬市指定の有料ゴミ袋の買物袋（マイバッグ）化のための袋のロゴ・デザイン・色の変更
16	河川レンジャー制度（柳瀬川河川流域の監視制度）創設 清瀬市のシンボルマーク愛称公募とその広範な活用
17	「フラワーコンテスト」に自宅ガーデン部門新設 ごみ排出量を平成22年度までに半減（16年度基準）する『7千トンに7万人のチャレンジ』の推進
18	新道の整備開通を見据えた活性化実現に向けた、市民、行政、関係各機関、地元商店街で組織する「南口ふれあい通り活性化のための検討協議会」の組織化
19	市民のみどりに対する関心の醸成に向けた市内で行われている「みどりに関するイベント」の統一的な開催
21	キョセケヤキロードギャラリーをもっと楽しんでもらうための、歩きながら見られるハンディタイプのパンフレットの作成 自転車のマナーアップ施策検討のための幅広い年代、様々な立場（高齢者、障害者など）や専門的な知識を持つ方々で構成する検討組織の設置
22	街中の雑木林（里山）や柳瀬川・空堀川流域におけるタバコの吸殻のポイ捨てによる火災・野火のリスクから防ぐための「清瀬市まちを美しくする条例」の積極的な運用、条例にもとづく保全の取り組みの推進 円卓会議の早期普及と活性化
23	障害のある人が地域で安心して暮らすための緊急時連絡手帳（ヘルプ手帳）と緊急時連絡カード（ヘルプカード）の作成
24	非喫煙者の快適性の確保、健康被害の防止の取り組みの推進
25	清瀬の行政・医療・歴史・文化・産業を案内する清瀬市魅力情報発信基地（仮称：清瀬市情報センター）を設置すること及び清瀬ガイドマップの発行・配布
26	病院のまち清瀬の結核療養の歴史展の開催
27	森林火災予防や野鳥保護、受動喫煙防止、クリーンで美しい健幸都市のイメージ定着に向けた公園、保全緑地の禁煙化の推進
28	文化的財産の調査・発見・保存とその公開
29	「魚森さんをさがせ」を活用した行方不明者等高齢者搜索のための新しい仕組み



まちづくり委員会の運用開始からすでに15年が経過



まちづくり委員会の運用開始からすでに15年が経過

審議会、委員会など
市民参加の拡充

パブリックコメント

市長への手紙

市民参画の拡充に結び付けられた

あらためて見直す機会ではないか

市民による検討会の実施

令和元年5月23日

まちづくりフォーラムにおいて現状の課題認識などについて説明

令和元年7月23日

元まちづくり委員会委員による検討会

令和元年8月22日

令和元年11月22日

令和元年12月19日

令和2年1月16日

令和2年2月19日

令和2年3月24日

検討会に参加した元まちづくり委員会
委員長・副委員長経験者による検討会



検討会の意見

元まちづくり委員会委員によるまちづくり委員会今後の
在り方検討会(ワークショップ)



検討会の意見

元まちづくり委員会委員によるまちづくり委員会今後の
在り方検討会(ワークショップ)

再任規定に
ついてどう考
えるか

議論を深堀し
たかった

団体推薦
委員選出の
問題点

多世代の
参加が望
まれる

運営面

グループワー
クの有効性

議論には様々
な情報が必要

検討には十分
な時間が必要

委員会への関
心を高める必
要性

検討会の意見

今後の在り方検討会を踏まえた検討会

8月
22日

意見から
読み取れ
ることにつ
いて

11月
22日

まちづくり委
員会の課
題・効果に
ついて

12月
19日

提言の実行
性を上げる
ことに焦点
あて提言の
質について

1月
16日

提言の実
現可能性を
高めるため
さらに何が
必要か

2月
19日

実現可能
性を高める
キーワード
の整理

3月
24日

まちづくり
委員会の
目指す姿
の方向性



検討会結果

市民の
だれもが
提案でき

提言に
結び付け

提案をどうい
う形で実施し
ていくことが
望ましいか
検討

提言に基づ
いた実現に
向け実施

検討会での
共通認識

検討会結果

実行に向けてのキーワード

実行力・実効性のある提言をするには

提案数が増えるようにするには

委員の成り手が増えるようにするには

議論を活性化させるためには

それぞれどのような対策が考えられるか



検討会結果

実行力・実効性のある提言をするには

情報共有

市の施策、計画などの情報提供を行うとともに、委員自ら情報収集を行う。

提案の
しやすさ

市民提案しやすい環境づくりを行い、提案を身近な存在とする。

議論の
過程

活発な議論を行うため委員会運営を工夫する。



検討会結果

提案数が増えるようにするには

提案方法

委員会内でWS開催など委員が積極的に提案できるようにする。

提案の
仕方

提案フォームの変更や手引書作成など提案方法を可視化する。

広報

制度周知に向けた広報の充実



検討会結果

委員の成り手が増えるようにするには

多世代
参加

学生など若い世代が参加しやすい環境づくり。

再任の
見直し

再任不可を見直す。

委員募集

委員選考の見直し。



検討会結果

議論を活性化させるためには

運営の
効率化

過去と同じ議論を繰り返さないよう提案内容をデータベース化し、情報共有するなど効率化を図る。

委員の
自覚

積極的、能動的に参加できるようにするための対策を検討。



条例の改正(案)部分

条例の改正部分は2点

公募委員以外の委員選考の見直し

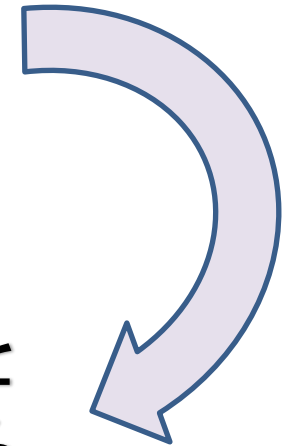
再任不可の見直し

清瀬市まちづくり基本条例第9条第4項及び5項

条例の改正部分

公募委員以外の委員選考の見直し

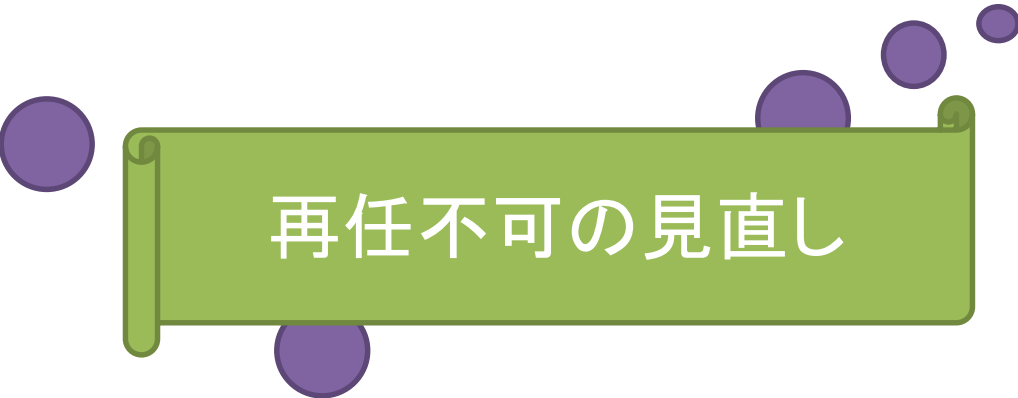
まちづくりに関心のある市民枠を広げることから、公募委員の委員数を全体の半数から全てとする。



清瀬市まちづくり基本条例第9条第4項

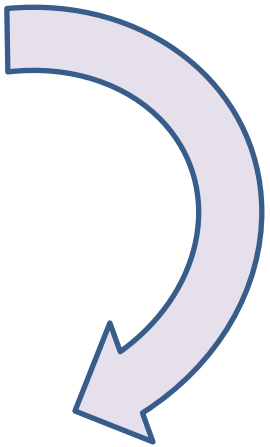


条例の改正部分



再任不可の見直し

まちづくりに関心のある市民が引き続き委員に就任できるようにするため再任を可とする。
ただし、発言力が強くなってしまう懸念もあり、再任できる期間は2年までとする。



清瀬市まちづくり基本条例第9条第5項



条例の改正部分

清瀬市まちづくり基本条例 第9条第4項

新旧対照

現 行

委員会の委員は20名以内で組織し、委員のうち半数は公募の委員とする。



改正案

委員会は公募による20名以内の委員で組織する。



条例の改正部分

清瀬市まちづくり基本条例 第9条第5項

新旧対照

現 行

委員会の委員の任期は2年とし、再任することはできない。



改正案

委員会の委員の任期は2年とし、委員の再任の期間は2年までとする。



条例の改正部分

附則について

平成15年当時、初年度の委員会の委員会委員の半数を1年の任期としたことが記載されていることから附則の第2項を削除しました。

条例の改正部分

附則

2項 委員の任期の特例

現 行

第9条第5項の規定にかかわらず、初年度の委員会委員の半数は任期を1年とする。



改正案

削 除

パブリックコメントの実施

パブリックコメントを実施しました。

受付
期間

令和3年4月1日～令和3年4月23日

公表
場所

市HP・各市民センター・中央駅前図書館・生涯学習センター・男女共同参画センター・児童センター 他

提出意見件数:0人0件



まちづくり委員へ確認

平成29年度、30年度の
まちづくり委員会委員に
条例改正案について
確認しました。

まちづくり委員へ確認

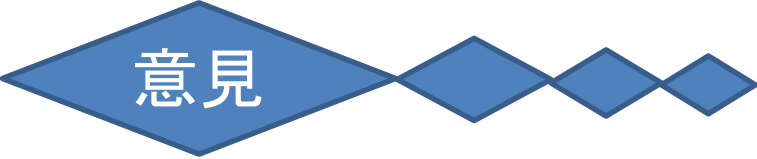
条例の改正部分について

了承19人(委員20人中)

主に次のような意見がありました。

※1名市外転出のため確認できず。

まちづくり委員へ確認



意見

- ・一部改正により、活発な委員会になることを期待しています。
- ・公募の市民が関心を持って活動できる委員会であるようにと期待しています。
- ・最長4年の任期ということですね。いいと思います。

まちづくり委員へ確認

意見

- ・まちづくり委員会のメンバーをすべて公募委員とすることが骨子。
- ・同メンバーでいくつかのテーマを話し合う形ではなく、市民からのテーマが上がってきてまちづくり委員で話し合うべき内容が決まってからその都度3～4回日程を設定してメンバーを集めるという形は難しいのでしょうか。

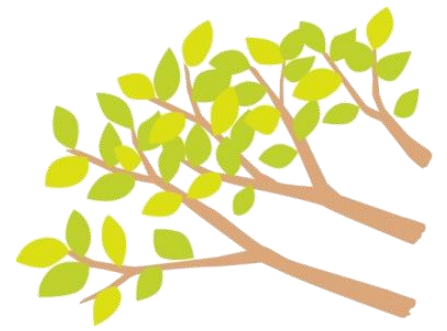
今後の進め方案

実行力・実効性のある提言につなげるための土台作りと議論の活性化に向け、委員会内でWS等を実施し、清瀬のあるべき姿と現状から課題を捉え、課題に対しどう取り組むべきか検討・提案する。

地域課題を適切に捉えていくためには、俯瞰的な視点や、委員同士の議論の活性化が必要

現存の様々な市民参画の手法では拾いきれない多様なニーズを抽出・精査し、より多くの市民が納得感のある地域課題を提言につなげていくことが重要





ご清聴ありがとうございました。





清瀬市企画部企画課

